

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成28年11月、第8回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

5番森委員から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。出席農業委員会委員は、14名中13名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

開会時間は午後1時32分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号2番岡本委員、3番松本委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第1号申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農作業常時従事要件は150日を超えております。また、下限面積要件は50aを超えていることから2つの要件は満たすと考えます。残りの2要件の全部効率利用要件、地域との調和要件については調査地区の委員からの現地報告で判断願います。なお、調査地区は八和田地区となります。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

9番

議席番号9番櫻井が調査報告します。現地調査は、11月19日午前9時00分から、八和田地区農業委員5名と推進委員3名で行いました。なお、当日は申請人にも同席いただきました。申請場所ですが、国道254号線バイパスと県道熊谷小川秩父線の交差点付近のか野や駐車場の南西側にあたります。当該地は申請人自宅から100mの距離にあり耕作に支障ありません。ほうれん草、大根、のらぼう菜が栽培、管理されています。受人経営農地は、田は稲作、畑は野菜が栽培されていて荒れた土地はありませんので特に問題ありません。申請人は農業に積極的に取り組んでいて、野菜は主に直売所に出荷されて

います。これらのことから特に問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号2番について説明いたします。

(申請番号1番の記載事項を読み上げる。)

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地、第2種農地にあたりと判断いたします。

調査地区は大河地区になります。以上です。

議長

それでは、申請番号1番の現地調査結果について、調査地区の大河地区担当委員より報告をお願いします。

1番

議席番号2番岡本が調査報告します。現地調査は、11月19日午前9時から大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。現地は県道飯能寄居線青山陸橋西交差点の東側になります。円城寺の南側T字路の南側で、矢ノ口川とJR八高線に挟まれた場所になります。現地は以前は耕作放棄地の状態であったが今は草刈りがされております。隣接地は昨年転用の手続きの後、同様の太陽光発電設備となっております。申請人現住所が町外のため、ここで農業を営むのは難しく、また、残地については家庭菜園を行うとのことであり、これらのことを踏まえ今回の申請は許可相当と考えます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号 申請番号1番について、原案のとおり可決し、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは議案第3号申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地、第2種農地にあたりと判断いたします。

調査地区は八和田地区になります。以上です。

議長

それでは、申請番号2番の現地調査結果について、調査地区の八和田地区担当委員より報告をお願いします。

1番

議席番号9番櫻井が調査報告します。現地調査は、申請番号1番の現地調査後に行いました。現地は国道254号線バイパス高谷交差点付近にあります館乃の北側になります。現在駐車場台数は45台分であり、今回申請分は20台で、こちらは従業員用に使用したいとのことでした。隣接地は東側を既存の駐車場、南北は道路、西は水路となっており、周辺農地への影響はないと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第3号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号 申請番号1番について、原案のとおり可決し、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号 農地所有適格法人の要件の確認についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第4号 農地所有適格法人の要件の確認について説明いたします。

【主たる事務所の所在地】小川町大字下横田〇〇、【法人の名称】農事組合法人〇〇です。

(議案内容を説明)

1点目、法人形態要件についてですが、ページ左上、法人形態をご

参照ください。当該会社は農事組合法人であります。この農事組合法人というのは要件を満たすうちの一つの形態であります。

2点目、事業要件についてですが、主たる事業が農業であることが必要です。この判断については、年間の総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業である必要があります。ページ左下、売上高欄をご参照ください。農業がすべてとなっていて、その他事業はなく、年間総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業であります。

3点目、構成員要件についてですが、ページ右上、構成員数欄をご参照ください。構成員12名のうち10名が、要件を満たすうちの一つである原則年間150日以上の農業常時従事者であります。

4点目、役員要件についてですが、役員の過半が原則年間150日以上の農業の常時従事者であることとされております。

ページ右下、農業・農作業従事者の状況欄をご参照ください。本件は、理事等の総数3名のうち2名が農業に常時従事する構成員であります。

本件は4要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第4号について、適格であると認める方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので適とし、議案第4号について「要件を満たす」と判断いたします。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第5号について説明いたします。

農業基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から承認を求められています。今回の申請の合計は56件、85筆、95,180㎡です。この申請に基づく権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを報告します。よろしく申し上げます。

議長

ここでお諮りをいたします。本件は再設定、新規別に調査区ごとに審議したいと思っております。また、現地調査報告については申請番号順ではなく、番号が若い順からの担当調査員ごとで一括報告とし、採決については、申請番号順に処理したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

それでは、小川地区の再設定から審議したいと思います。事務局より申請番号1番について説明願います。

事務局

申請番号1番から10番について、申請番号、受人、土地の所在、面積、設定別、期間の順に説明いたします。

(再設定の申請番号1番から10番の内容について記載事項を説明する。)

調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、調査報告を小川地区担当委員からお願いします。

1番

はい、議席番号1番清水が申請番号1番から6番について、現地調査の報告をします。

調査は11月19日午前9時から、農業委員3名、推進委員2名の計5名で行いました。

申請番号1番は、一筆は稲作がなされ、もう一筆は多種多様な野菜が作付されており問題ありません。

申請番号2番、3番は、受人は研修生受け入れをしている研修農家の方で圃場整備内できれいに管理されており問題ありません。

申請番号4番、5番は、受人は研修生受け入れをしている研修農家の方で圃場整備内できれいに管理されており問題ありません。

申請番号6番は畑でカボチャが耕作され問題ありません。

6番

議席番号6番田端が申請番号7番から、現地調査の報告をします。

申請番号7番、8番、9番は、受人は女性ですが、意欲的に農業をしており、様々な野菜が作付されていて問題ありません。

小川(栗生田)

小川地区推進委員栗生田が申請番号10番について、現地調査の報告をします。申請番号10番は、秋じゃがや大根が作付されていて問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号1番から10番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号2番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号3番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号4番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号5番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号6番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号7番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号8番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号9番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号10番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、大河地区再設定を審議させていただきます。
それでは、申請番号11番から14番までについての説明をお願いいたします。

事務局

申請番号11番から14番までの内容について説明いたします。

(再設定の申請番号11番から14番までについて記載事項を説明する)

調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を大河地区担当委員からお願いします。

大河（島野

はい、大河地区担当推進委員島野が申請番号11番から14番について現地調査の報告をします。

調査は11月19日午前9時00分から、農業委員4名、推進委員2名の計6名で行いました。

申請番号11番は、クジャクソウが栽培され、一部は伝承栽培がおこなわれており問題ありません。

申請番号12番、13番は、クジャクソウが栽培され、問題ありません。

申請番号14番は、ネギ、白菜、玉ねぎ等の野菜が栽培され問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号11番から14番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号11番について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号12番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号13番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号14番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、八和田地区再設定を審議させていただきます。なお、申請番号30番は、議席番号12番 横瀬委員が受人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いする関係上、申請番号15番から29番までを除き審議をお願いいたします。
それでは、申請番号15番から29番までについての説明をお願いいたします。

事務局

申請番号15番から29番までの内容について説明いたします。
(再設定の申請番号15番から29番までについて記載事項を説明する)
調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いします。

八和田 (権田)

はい、八和田地区担当推進委員権田が申請番号15番から20番について、現地調査の報告をします。
調査は11月19日午前9時から、農業委員5名、推進委員3名の計8名で行いました。
申請番号15番は、水稻作付された跡がありました。なお、受人が3筆を合わせて一筆で利用されています。特に問題ありません。
申請番号16番は、2筆は水稻作付されて跡があり、残りの2筆はBRにより今年は作付されておりませんが、きちんと管理されており問題ありません。
申請番号17番は、2筆ですが、実際には一筆として利用され水稻作付した跡があり問題ありません。
申請番号18番は、水稻作付された跡があり問題ありません。
申請番号19番は、BRにより大豆が作付されており問題ありません。
申請番号20番は、水稻作付された跡があり問題ありません。

八和田 (湯本)

はい、八和田地区担当推進委員湯本が申請番号21番について、現地調査の報告をします。
申請番号21番は、水稻作付された跡があり問題ありません。

八和田 (高橋)

はい、八和田地区担当推進委員高橋が申請番号22番から29番について、現地調査の報告をします。
申請番号22番は、水稻作付された跡があり問題ありません。

申請番号 23 番は、野菜が作付されていて問題ありません。
申請番号 24 番は、水稲作付された跡があり問題ありません。
申請番号 25 番は、水稲作付された跡があり問題ありません。
申請番号 26 番は、水稲作付された跡があり問題ありません。
申請番号 27 番は、水稲作付された跡があり問題ありません。
申請番号 28 番は、BR により大豆が作付されており問題ありません。

申請番号 29 番は、管理されており問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号 15 番から 29 番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号 15 番について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 16 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 17 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 18 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 19 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 20 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 21 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 22 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 23 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 24 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 25 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 26 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 27 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 28 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号29番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、申請番号30番についてですが、議席番号12番横瀬委員が受人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号12番横瀬委員退席)

それでは、申請番号30番の説明を事務局からお願いします。

事務局

申請番号30番の内容について説明いたします。
(再設定の申請番号30番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いします。

八和田（高橋）

はい、八和田地区担当推進委員高橋が申請番号30番について、現地調査の報告をします。

申請番号30番は、田は水稻作付された跡があり問題ありません。
畑は、野菜が作付されていて問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号30番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号30番について承認を取らせていただきます。

申請番号30番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
それでは、審議終了ですので議席番号12番横瀬委員の審議参加を許可します。

(議席番号12番横瀬委員着席)

続きまして、新規設定の審議を行います。
小川地区の新規設定、申請番号31番から41番までの説明を事務局

からお願いします。

事務局

議案第5号申請番号31番から41番までの内容について説明いたします。

(新規設定の申請番号31番から41番までについて記載事項を説明する)

調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を小川地区担当委員からお願いします。

小川（内野

はい、小川地区担当推進委員内野が申請番号31番から37番までについて現地調査の報告をします。

調査は11月19日 午前9時から、農業委員3名、推進委員2名の計5名で行いました。

申請番号31番から34番までについて、5筆とも原野です。直径10cm位の実生の樹木が30本位生えている状態です。

申請番号35番から37番ですが、申請番号36番は、玉ねぎが作付された跡があり、それ以外の土地は葎、すすきなどが茂っている状態です。

6番

はい、議席番号6番田端が申請番号38番について現地調査の報告をします。

申請番号38番は、大豆が作付されており、問題ありません。

1番

はい、議席番号1番清水が申請番号39番、40番について現地調査の報告をします。

申請番号39番は、圃場整備された場所で水稻作付されており、問題ありません。

申請番号40番は、圃場整備された場所でBRで大豆が作付されており、問題ありません。

6番

はい、議席番号6番田端が申請番号41番について現地調査の報告をします。

申請番号41番は、水稻作付されて稲刈りの跡があり、問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号31番から41番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号31番について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号32番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号33番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号34番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号35番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号36番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号37番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号38番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号39番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号40番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号41番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、大河地区新規設定を審議させていただきます。申請番号42番から44番までの説明を事務局から願います。

事務局

申請番号42番から44番までの内容について説明いたします。

(新規設定の申請番号42番から44番までについて記載事項を説明する)

調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を大河地区担当委員から願います。

8番

はい、議席番号8番根岸が申請番号42番から44番までについて現地調査の報告をします。

調査は11月19日午前9時00分から、農業委員4名、推進委員2名の計6名で行いました。

申請番号42番から44番は、水稻作付がおこなわれており問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号42番から44番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号42番について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号43番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号44番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、竹沢地区新規設定を審議させていただきます。申請番号45番の説明を事務局から願います。

事務局

申請番号45番の内容について説明いたします。

(新規設定の申請番号45番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を竹沢地区担当委員から願います。

竹沢(尾上)

はい、竹沢地区推進委員尾上が申請番号45番について現地調査の報告をします。

調査は農業委員2名、推進委員2名の計4名で行いました。

申請番号45番は、台帳地目は田ですが現況は畑として利用されており、人参、ネギなどの作付がおこなわれており問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号45番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号45番について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、八和田地区新規設定を審議させていただきます。なお、申請番号51番は、議席番号4番 田中委員が受人の申請に、申請番号55番は、八和田地区推進委員 高橋委員が渡人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いする関係上、申請番号51番と55番を除き審議をお願いいたします。

申請番号46番から50番まで、52番から54番までと56番の説明を事務局から願います。

事務局

申請番号46番から50番まで、52番から54番までと56番の内容について説明いたします。

(新規設定の申請番号46番から50番まで、52番から54番までと56番について記載事項を説明する)

調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当推進委員からお願いします。

八和田（湯本）

はい、八和田地区推進委員湯本が申請番号46番から50番までと54番と56番について現地調査の報告をします。

調査は11月19日、農業委員5名、推進委員3名の計8名で行いました。

申請番号46番は、作付がおこなわれており問題ありません。

申請番号47番は、野菜の作付がおこなわれており問題ありません。

申請番号48番は、水稻作付された跡があり問題ありません。

申請番号49番は、水稻作付された跡があり問題ありません。

申請番号50番は、去年はシノ藪でしたが、きれいに刈ってあり耕作できる状態になっていて問題ありません。

申請番号52番は、水稻作付された跡があり問題ありません。

八和田（高橋）

はい、八和田地区推進委員高橋が申請番号53番54番と56番について現地調査の報告をします。

申請番号53番は、玉ねぎが準備されており問題ありません。

申請番号54番は、トンネルが作ってあり苗が植えてあって問題ありません。

申請番号56番は、BRで大豆が作付されおり問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号46番から50番までと54番と56番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号46番について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号47番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号48番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号49番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号50番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号52番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号53番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号54番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号56番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、申請番号51番についてですが、議席番号4番 田中委員が受人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号4番田中委員退席)

それでは、申請番号51番の説明を事務局からお願いします。

事務局

申請番号51番の内容について説明いたします。
(新規設定の申請番号51番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当推進委員からお願いします。

八和田（湯本

はい、八和田地区推進委員湯本が申請番号51番について現地調査の報告をします。

申請番号51番は、水稻作付の跡があり問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号51番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号51番について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
それでは、審議終了ですので議席番号4番田中委員の審議参加を許可します。

(議席番号4番田中委員着席)

続きまして、申請番号55番についてですが、八和田地区推進委員高橋委員が渡人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(八和田地区推進委員 高橋委員退席)

それでは、申請番号55番の説明を事務局からお願いします。

事務局

申請番号55番の内容について説明いたします。
(新規設定の申請番号55番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当推進委員からお願いします。

11番

はい、議席番号11番千野が申請番号55番について現地調査の報告をします。

申請番号55番は、水稻作付の跡がありよく管理され問題ありませ

ん。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号55番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号55番について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

それでは、審議終了ですので八和田地区推進委員高橋委員の審議参加を許可します。

(八和田地区推進委員高橋委員着席)

続きまして、日程第7報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から3番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号につきましては、報告案件ですのでご了解ください。

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第8回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後4時28分です。